

萩市空き家情報バンク登録物件の家財道具等処分費補助金

萩市空き家情報バンクに登録している物件の所有者等に対し、登録物件の家財道具等を処分するための費用を**予算の範囲内（先着順）**で補助します。

支給要件

- **補助対象者**：次の項目すべてに当てはまる方☑
 - 所有者、相続人、相続財産管理人、成年後見人など、登録物件の家財道具等を処分する権限を有していますか。
 - 補助金交付対象となる物件を萩市空き家情報バンク制度を通じて売却または賃貸するまでの間、継続して3年以上萩市空き家情報バンク制度に登録しますか。
 - 市町村税等に滞納がないですか。
 - 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないですか。
 - 萩市一般廃棄物収集運搬許可業者に家財道具等の処分及び搬出を依頼しますか。
 - 申請年度内に家財道具等の処分および実績報告が完了できますか。

補助対象経費

- **補助対象経費**：
物件の家財道具等の処分及び搬出に要する経費
 - **補助金額**：
対象経費の1/2以内（上限10万円）
- ※交付決定通知書の受領前に業者に依頼、支出した費用は対象外

申請書類

- **申請に必要な書類**：
 - 第1号様式 萩市空き家情報バンク登録物件の家財道具等処分費補助金交付申請書
 - 第2号様式 誓約書兼同意書
 - 処分費等が確認できる書類（リサイクル料金がかかるものは内訳に記載）
 - 処分対象となる家財道具等の状況写真（リサイクル料金がかかるものは必須）
 - 滞納がないことの証明書
※お住まいの自治体で住民税等の滞納がないことの証明書（納税証明書）を発行
 - 登録物件の所有者以外の者が申請する場合は、登録物件の家財道具等を処分する権限を有する者であることを証する書類

<問い合わせ先>

〒758-0041 山口県萩市大字江向602番地（萩・明倫学舎4号館内）

はぎポルトー暮らしの案内所

電話：0838-25-3819 e-mail：teijyu@city.hagi.lg.jp